

## 菊池広域連合火葬場利用案内

### [業務時間]

- ・火葬開始時刻は、下記の時刻からの選択となります。  
① 9:00 ②9:30 ③10:00 ④10:30 ⑤11:00 ⑥11:30  
⑦13:00 ⑧13:30 ⑨14:00 ⑩14:30 ⑪15:00  
注) 予約状況により、ご希望の時間に火葬ができない場合があります。
- ・使用時間は、8:30~17:00 になります。
- ・休業日は、1月1日及び広域連合長が指定する日。

### [火葬の予約]

- ・電話で予約を受付けます。(予約後確認のためFAXをお願いします。)  
Tel 0968-38-0171 菊池広域連合事務局  
受付時間 8:30~17:15 (年中無休) 時間厳守でお願いします。

### [火葬当日の手続き]

- ・必ず火葬開始時刻15分前までにお越しください。
- ・火葬場に持参するもの  
埋火葬許可証  
火葬場使用料 (現金のみ)  
収骨用の壺
- ・火葬開始から収骨終了までは、およそ2時間です。
- ・身体の一部の火葬については、医師の診断書が必要になります。

### [火葬場使用料]

次の区分に従って、火葬当日の受付時に現金で徴収いたします。なお、使用料はつり銭のないようにお願いします。

区 分	12歳以上	12歳未満	その他
広域連合管内住民	13,000円	10,000円	5,000円
広域連合管外住民	40,000円	28,000円	18,000円

※ 「その他」とは、死胎・改葬遺骨・身体の一部等をいいます。

※ 「広域連合管内住民」とは、本広域連合を構成する市町(菊池市・合志市・大津町・菊陽町)の住民をいいます。

〔利用に際してのお願い〕

- ・ポット、急須、湯のみ等は準備してありますが、お茶葉はご持参ください。
- ・使用された湯のみ等は各自で洗って元の場所に返却をお願いします。
- ・接待については、セルフサービスをお願いします。
- ・持ち込み品については全てお持ち帰りください。
- ・「心付け」等は、固くお断りいたします。
- ・必ず取り除く物及び副葬品について

当火葬場では現在、棺の中の副葬品を極力減らす努力をしております。

火葬は土葬と違います。故人の愛用品などを棺の中にいれますと、焼骨が変色したり、火葬中に大量の煙が発生する原因になります。また、石油製品はダイオキシンの発生原因となりますので、出棺時に次のような物は必ず取り除いてください。

※ 出棺時に取り除く物

ドライアイス

※ 申し出てください。

死亡者がペースメーカー等を使用していた場合は、受付の際に必ず申出てください。（高温のため電池が爆発する危険があります。）

※ 棺の中に入れてください。（副葬品）

- 火葬用以外の布団・枕 ■ 本類 ■ ガラス類 ■ プラスチック類 ■ ビニール
- 石製品 金物類 ■ 発泡スチロール ■ 瀬戸物類 ■ 衣類 など

【改葬について】

墓地の移転や墓地の改修などを行うため、いったん葬った遺骸を火葬する場合には、各市町の発行する改葬許可証により火葬することとなります。

主な改葬の理由

- ・ 納骨式のお墓にする。
- ・ 以前埋葬した遺骸を火葬する。
- ・ 墓地を移転する。